

事業計画書

(令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで)

はじめに

阪神北広域こども急病センターは開設から15年目を迎える。

新型コロナウイルスはデルタ株からオミクロン株へと変異し、年明けからは子供の感染者も急増している。学級閉鎖や保育所の休園が相次ぐなど子育て世帯にも不安が広がり、休日夜間の受診先や検査可能な医療機関について、電話相談での問い合わせも増加した。現状、2類相当の感染症である新型コロナウイルスの診察をセンターで行うことはできないが、発熱患者の中には新型コロナウイルスを疑う症状もまぎれており、状況によってはテント対応をせざるを得ず、感染対策を担う職員の負担も大きくなっている。一方で前年度に引き続きインフルエンザの流行はなく、患者数は例年に比べて大幅減となっているが、RSウイルスや感染性胃腸炎など流行が戻っている感染症もあり、今後の動向に注意が必要である。

令和4年度は指定管理期間の最終年であり、次の5年間に向けて新たな事業計画を定めることとなる。開設以来、安定して推移していた指定管理委託料については、2年続いたインフルエンザの激減や受診控えにより全体の患者数が低迷していることに加え、少子化もあって今後のセンター運営にかかる収支は依然厳しい状況が続くと予想される。今後ともセンターの役割と重要性について行政の理解を求めながら、経営努力を払い効率的で円滑な運営に努めていく。

先行きの見通せない状況ではあるが、令和4年度もこれまでの経験を踏まえ、下記の事業に取り組んでいく。

1. 小児科診療事業

医療者の安定確保を第一とし、感染防止に努めるなど安心して働ける環境を整え、これまでどおり充実した小児初期救急医療サービスの提供を行う。受診者数の少ない状況が続けば、診療体制を縮小するなど機動的な運営に努める。

(1) 診療場所

阪神北広域こども急病センター

(伊丹市昆陽池2丁目10番地)

(2) 診療時間

平日 20:00～翌朝7:00
 土曜 15:00～翌朝7:00
 日祝 9:00～翌朝7:00
 年末年始等 9:00～翌朝7:00

ただし、受付時間は診療開始時間30分前から診療終了時間30分前まで

(3) 診療体制（原則）

平日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

※ただし、繁忙期（12～3月）の木曜日は20時から診察室2の診察を行う。

土曜日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

日曜日・祝日

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

GW・12～3月の日祝

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

年末年始

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7
(受付)																								
診察室1																								
診察室2																								
診察室3																								
診察室4																								

患者見込 年間12,359人（令和元年度比50%）
 （令和2年度比187%）

(4) 職員数 (令和3年10月末現在)

<医師>

正規職員・・・2名(1名)

期間契約職員・・・41名(41名)

3市医師会・・・39名(41名)

<看護師>

正規職員・・・4名(4名)

期間契約職員・・・22名(23名)

<薬剤師>

期間契約職員・・・18名(18名)

<臨床検査技師>

期間契約職員・・・10名(9名)

<放射線技師>

期間契約職員・・・6名(6名)

(5) 職員研修等

医師・看護師等医療スタッフを安定的に確保するため、常勤非常勤に関わらず下記に定める研修を積極的に行い、働きがいを高めるよう努める。

- ①小児救急医療等に関する各種学会への参加
- ②小児プライマリーケアに関する研修
- ③症例検討会
- ④トリアージ研修
- ⑤PALS研修
- ⑥その他外部機関が実施する医療に関する研修

(6) 医療の標準化及び質の向上のための取組

- ①電子カルテ・医療機器等の適正な更新
- ②センター内外における各種連絡会議等の定期的な開催
- ③ITを活用した医療者間、病院間及び職員間の情報交換の円滑化

(7) 利用者のニーズ把握とサービスの向上

- ①定期的な利用者アンケートを実施するとともに、センター内にご意見箱を設置し、利用者の意見・要望・苦情等を聞き、運営改善に役立てる。
- ②ホームページを活用し、迅速な情報発信を行う。
- ③待ち時間の軽減など患者サービスの充実のため、混雑状況の配信サービスを行う。

2. 小児救急医療電話相談事業

センターの運営時間中、小児救急患者を抱える家族へ、急病時の対処方法や、医療機関へ受診する必要性があるか否かなど、救急医療に関する相談事業を実施し、病状に応じた適切な受診を促進するとともに、保護者の不安解消と医療知識の普及啓発に努める。また、電話相談の認知度を高めるため、各種媒体を通してPRに努めていく。

- ・相談受付時間 平 日 20:00～翌朝6:30
 土 曜 日 15:00～翌朝6:30
 日祝・年末年始 9:00～翌朝6:30
- ・対応者 看護師1名が対応

3. 小児救急に関する知識の普及事業

- (1) 小児の急病時における対処方法や事故防止等をテーマにした看護師ミニ講座等を企画開催し、不要不急の受診を減らすよう努める。
- (2) 冊子「こんなとき、どうすればいいの」を3市1町乳幼児健診で配布し、家庭での対処方法を広める。
- (3) ニュースレターの発行等による広報活動を通し、子育て世帯を対象とした季節ごとの病気に関する情報発信を行い、家庭での対処法などを紹介することにより、センターの適正な受診を促す。

4. 管理運営事業

公益財団法人の事務局として適正な運営を行う。法令を遵守し、各種規定の整備等を進めるとともに、働きやすい環境づくりに努める。また、建物や備品について、経年劣化に伴い修繕が必要な箇所を把握し、指定管理者として計画的に管理する。

事務局職員数

- 正規職員・・・3名
- 嘱託職員・・・1名